

第3章 計画の基本的な考え方

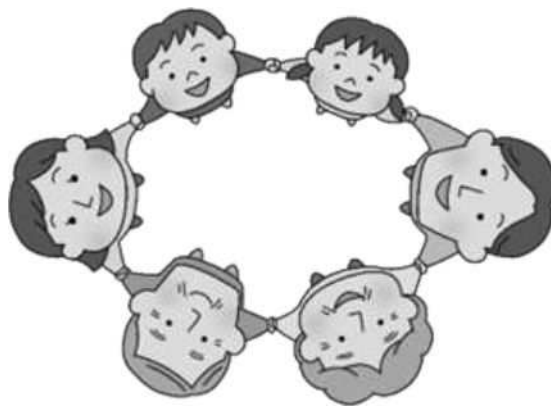
第1節 基本理念

市は、令和8（2026）年3月に「第6次朝霞市総合計画」を策定し、10年間の将来像（ビジョン）を「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組みます。その中で、福祉分野については、「地域共生社会の推進」を共通の柱として、一層の連携を図ることとしています。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、車の両輪のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第4期の計画では、支え合いの心を育みながら、誰もが地域でつながることで、地域福祉が一層推進されていくことを目指し、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定め、取組を推進してきました。

第5期目の本計画においても、第4期の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、市民、行政、団体等すべての主体が協働連携を一層強化することで、誰もが安心して住み続けられるまちの実現をさらに目指していきます。

支え合いの心を育み、
誰もが地域でつながるまち



第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策に取り組めます。

1 地域共生社会の構築

住民の生活における課題が複雑・複合化し、また、人と人とのつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な活動への参加支援なども含めた、重層的支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを通じて、地域共生社会の実現を目指します。

2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

高齢者や障害者、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える人が増加する中、誰もが互いに尊重し合い、地域で共に生きる社会の実現を目指し、さまざまな障壁（バリア）のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進します。

また、身近な人とのつながりづくりを進め、社会参加の機会を推進するなど、誰一人取り残すことのない仕組みづくりを推進します。

3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

高齢者、障害者、生活困窮者のほか、ひきこもり、孤立・孤独などによりさまざまな課題を抱える人を含め、誰もが自分の意思で地域で暮らし続けることができるよう、自立した日常生活の支援、社会参加の支援、就労支援など、地域福祉施策の充実を図ります。

また、複雑・複合化した課題に対する、適切な支援に向けて、多機関協働支援を円滑にコーディネートできる支援体制の充実を図ります。

4 誰もが安心して生活できる支援の充実

核家族化や住民同士のつながりの希薄化を背景に、一人暮らしの高齢者や障害者、また、高齢者、障害者のみで構成する世帯も増加していることから、市独自の見守りサービスを充実するとともに、地域で見守る体制づくりを推進します。

また、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への住まいと生活の一体的な支援と、犯罪のないまちづくりに向けた地域ぐるみの取組を推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	1 地域共生社会の構築	(1) 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築
		(2) 地域福祉活動等への支援
		(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援
	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進
		(2) 権利擁護と尊厳の確保
		(3) 社会参加とつながりづくりの支援
	3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 生活困窮者等への支援充実
		(3) 自立に向けた就労の支援
	4 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 地域での見守り体制の充実
		(2) 暮らしやすい住まいや代替交通等の支援
		(3) 再犯防止の推進

第4節 圏域の考え方

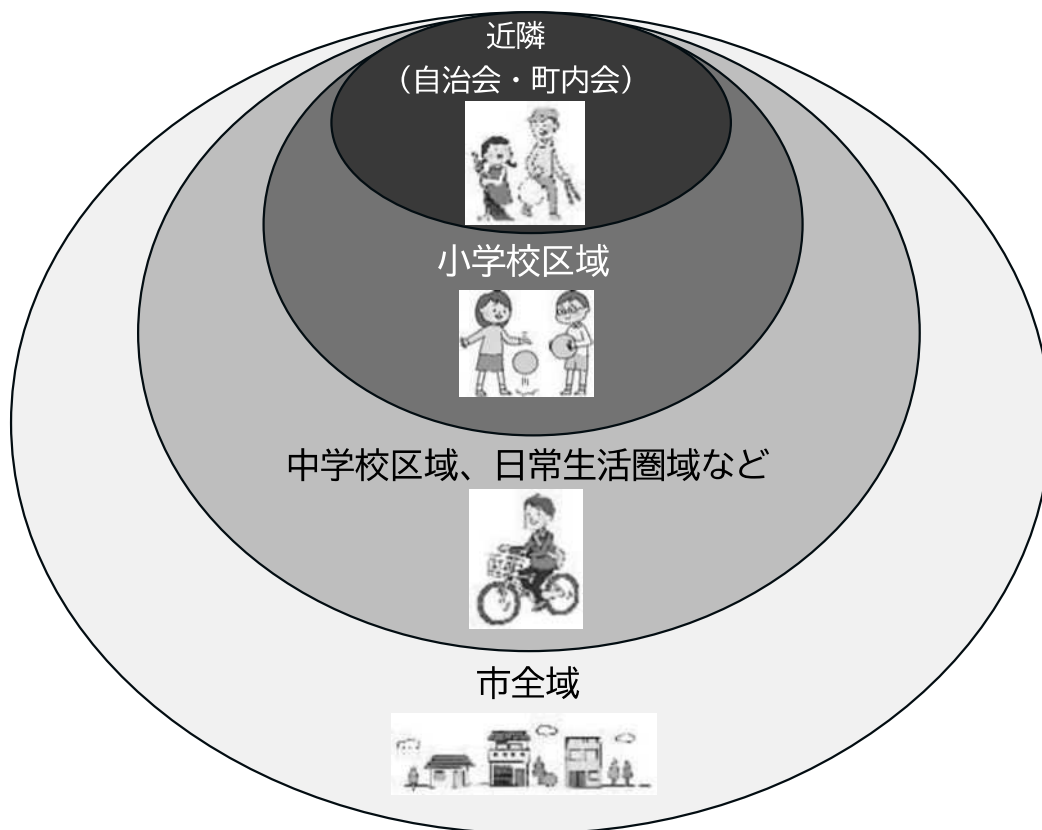
地域福祉計画では、既存の制度で対応が難しい、または制度の対象外になってしまう社会課題など、いわゆる制度の狭間の問題解決に向けて、住民に身近な圏域を定め、住民等が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくりや、地域の生活課題に関する包括的な相談・支援体制等の整備が求められています。

本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「自治会・町内会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、地域包括支援センターを核に介護予防サービス等を提供する「日常生活圏域」、行政区域としての「市全域」などが想定されます。

現在、地域福祉計画では、4階層の圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくことが期待されています。

今後も、この4階層の圏域をもとに、地域共生社会の実現に向けた、協働・連携の取組の推進を図ります。

■圏域の階層イメージ



第4章 施策の展開

基本目標1 地域共生社会の構築



方向性（1） 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築

現状と課題

本市は、比較的若い世代が多い一方で、住民の入れ替えが顕著で、また外国籍住民が多く居住しており、近所付き合いの希薄な面が課題となっています。

また、気軽に集まれる場所や情報が少ないといった指摘や、男性が参加できるイベントが少ない、不登校児が多いとの意見も上がっています。

誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、気軽に相談できる場など、身近な地域におけるセーフティネットの強化が求められています。

施策の方向性

誰もが地域で共に暮らし続けるため、地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉の支援体制を充実します。

さらに、属性・世代を問わない、包括的な相談体制づくりに向けて、組織づくりや庁外・庁内連携の強化を図るとともに、高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化と、多機関連携やアウトリーチ型の支援など、重層的な支援体制の構築を進めます。

市の主な施策

【重層的支援体制整備事業の構築】

重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の一元化や多機関連携など、分野横断的な支援が行える体制を構築していきます。

主な事業	事業概要	担当課
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう整備し、属性・世代を問わない相談・地域づくりに取り組みます。	福祉相談課



【地域包括ケアシステムの深化】

地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が切れ目なく連携する体制づくりを進めるとともに、地域の多様な主体と連携しながら、住民主体の活動の促進など、包括的かつ持続可能な地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域包括ケアシステムの深化	医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供するための体制を整備します。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
重層的支援体制整備事業の構築	検討	整備

社協の主な施策

【コミュニティソーシャルワークの推進】

顕在的な課題だけでなく、相談や支援につながりにくかった人々を支援するための相談体制を整え、地域住民、関係機関と連携を図りながら、生活ニーズに対し社会資源等を活用し、地域支援を推進します。

主な事業	事業概要
多様な機関との連携体制の構築	社会福祉の推進に係る多様な機関等との会議や連携研修会を通じて情報交換を行い、それぞれの活動内容や機能を共有し、顔の見える関係を築くことで、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するための連携体制の構築を図ります。
地域情報の把握	地域住民、関係機関と連携し、各地域の強み・弱みに関する情報を収集し、地域課題解決に向けアプローチできるよう、地域情報の把握を行います。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の周知・啓発	令和7年7月に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が支援を必要としている人とつながるよう、社協のCSWの役割について広く周知・啓発を行います。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
連携会議への参加回数	104 件	110 件
地域アセスメントの実施	6 地区	6 地区
CSW に対応した相談件数	-	120 件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントやサロン活動など地域の活動に参加しましょう。
- ② 身近で困っている人に相談窓口を伝えるなど、つなぎ役になりましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や機関と情報を共有し、連携を深めましょう。
- ② 支援が必要な人を見つけて、関係機関につなぎましょう。
- ③ 地域課題を話し合う場や交流の機会をつくりましょう。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

令和7年7月にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が社協に配置されました。

誰もが安心して暮らしやすい地域を目指し、生活の困りごとや心配事を抱えている人など、地域で困っている人を支援するため、地域住民や関係機関と協力し、問題解決に向けた調整やコーディネートを行う役割を担っています。

■CSW 案内パンフレット

地域でお困りのことや気になることは
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）へご相談ください

【コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）とは】
誰もが暮らしやすい街を目指して、生活の中のお困りごと、地域の中で心配なこと、どこに相談したらいいかわからないことなどを地域の皆さんや関係機関とともに協力して解決に向けたお手伝いをする相談員です。

お話を聞かせてください

様々な生活のこと
・暮らしのこと
・家族のこと
・仕事のこと
・子育てのこと
など...

地域のこと
・地域で繋がりが欲しい
・新しい活動を始めたい
・交流する場が欲しい
・ボランティアをしたい
など...

お気軽にご相談ください
一緒に解決方法を考えましょう！

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係
電話 048-486-2485

住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いします

行政・専門機関
高齢・介護・障害・子育て
教育、国際交流等

地域住民

自治会・町内会

民生・児童委員
主任児童委員

ボランティア団体
NPO等

企業

調整・連携

CSW

社会福祉協議会
住民参加型在宅福祉サービス
ボランティアセンター
生活福祉資金貸付
権利擁護事業等

地域包括支援センター

障害者基幹相談
支援センター

困りごとを抱えている

地域のために何かしたい

お困りごとを地域の方々や関係機関とともに協力して解決に取り組みます。

【相談・お問い合わせ】
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係
〒351-8560
朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター内
電話：048-486-2485（受付：月～金 8:30～17:15）
FAX：048-486-2418
メール：chiki@asoko-shakyo.or.jp

▼ホームページ ▼メール



方向性（２） 地域福祉活動等への支援



現状と課題

地域福祉活動を担う民生委員・児童委員や各種福祉活動団体や社会福祉協議会が日常적인見守りや相談活動を通じて、地域住民の支え合いを行っています。地域におけるつながりの希薄化や孤独・孤立の防止が重要となる中で、こうした担い手の役割が一層求められています。

施策の方向性

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員や福祉活動団体、社会福祉協議会などが安心した活動を継続できるよう活性化に向けた支援を行います。

また、健康・福祉などのさまざまな社会参加活動を支援し、地域全体が「つながり」・「支え合う」仕組みを強化するなど、地域の人と人とのつながりづくりを支援します。

市の主な施策

【民生委員・児童委員の活動支援】

民生委員の定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。

主な事業	事業概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	パネル展等により民生委員の周知等を行い、定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。	福祉相談課

【コミュニティ活動・市民活動の活性化】

自治会や町内会をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の取組を支援し、地域の課題解決に向けた自主的な活動が広がる連携・支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
コミュニティ活動の推進	市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。	地域づくり支援課
地域保健福祉活動振興事業費補助金	市民が自ら企画し、主体となって取り組む在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくりやボランティア等の事業に対し、その経費の一部を助成します。	福祉相談課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	福祉相談課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
地域福祉活動への参加団体数（地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体および住民主体の通いの場の活動団体数）	150 団体	210 団体

社協の主な施策

【住民主体の地域福祉活動への支援】

住民が主体的に実施している福祉活動が活性化し、継続的に展開できるよう、福祉情報の共有や相談支援、資金面の支援を行います。

主な事業	事業概要
福祉活動団体等への支援	身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等が継続的な活動ができるよう、相談支援や助成金交付等の支援を行います。
福祉活動団体間の交流事業の実施	各団体の活動が活性化していくよう、交流事業を実施し、地域福祉を支える団体間での情報共有や相互協力体制の構築を図ります。

【地域福祉活動支援のための財源確保】

募金や寄付が自分の地域のために活用されていることを実感し、募金活動への賛同を得られるよう、使い道や取り組みを周知し、募金活動への理解を推進します。

主な事業	事業概要
募金活動の促進	地域福祉の推進に活用される財源確保のため、社協会員の募集、共同募金運動への協力依頼など、地域の支え手として参画してもらえ地域住民が増えるよう、募金の有用性について周知・啓発を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
福祉活動団体等からの相談件数	231 件	300 件
交流事業の実施回数	1 回	2 回
募金実績額	10,004,000 円	10,000,000 円

地域でできること

【市民ができること】

- ① 町内会やこども食堂、シニアクラブなど、地域活動に参加しましょう。
- ② 困っている人を見かけたら、市役所や社協、民生委員などに知らせましょう。
- ③ こどもの貧困や孤立、災害など、地域課題に関心を向けましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や行政と連携し、活動しやすい環境をつくりましょう。
- ② 活動内容や参加方法を、市民にわかりやすく伝えましょう。
- ③ 他の団体と情報を共有し、地域課題に連携して取り組みましょう。

方向性（３） 地域福祉人材の発掘及び育成支援



現状と課題

地域福祉活動の担い手の高齢化や活動者の固定化が進み、新しい世代の参加が十分に進まず、担い手育成が深刻化しつつあります。市民アンケート調査結果によると、近所づきあいを今後どうしたいと思うかについて、「近所づきあいをなるべくしたくない」（74.8％）と最も多い。また、近所付き合いを深めたいと回答した中で、深めるためのきっかけとして、「気軽に集える場所」（45.5％）と最も多く、次いで「興味を通じたサークル活動等」（41.7％）が続いています。

なお、今後機会があれば、どのようなコミュニティ活動をしてみたいかについて、「特にない」（44.4％）と最も多くなっており、多様なライフスタイルや働き方が進む中で、どのように地域の活動に興味を持ってもらえるか、安心して参加できる居場所づくりを広げる仕組みなどが必要です。

施策の方向性

地域福祉を支える担い手の発掘および育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーターと協力し、住民同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。

市の主な施策

【生活支援体制整備事業の推進】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、公的サービスや制度だけではなく、地域住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となった地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
生活支援体制整備事業（再掲）	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	長寿はつらつ課

【認知症総合支援】

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
認知症サポーター養成講座	地域に暮らす幅広い年齢層の方を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ることを目的に、認知症サポーター養成講座を行い、支援者の拡充を図ります。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
認知症サポーター数	8,190人	9,900人

社協の主な施策

【ボランティア活動の推進】

ボランティア活動についての相談を受け、活動につながるようコーディネートを行います。

また、ボランティア活動への関心を高めるため、講座や講習会を開催し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

主な事業	事業概要
ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	ボランティア活動に意欲のある地域住民の活動支援のため活動団体や関係機関と連携し、ボランティアセンターの調整機能を強化し、幅広い世代の方が気軽に活動に参加しやすい環境を整備し、活動の活性化を図ります。
ボランティア活動の場の提供	世代を問わず福祉への関心を高め、福祉活動に参加してもらえるよう、ボランティアの受け入れを行い、地域福祉の担い手の育成及び活動支援を推進します。
ボランティア講座の開催	ボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動における地域住民の支え合い活動を推進していくため、継続的に講座や講習会を実施します。
災害ボランティアセンターの体制整備	災害発生時に備え、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう、行政等と連携した設置・運営訓練、災害ボランティア講座の開催など、地域住民が主体的に災害について考える場を提供します。
地域の支え合い活動の推進	日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービスの拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
ボランティア相談件数	延べ175件	延べ200件
ボランティア活動受入施設・団体数	36か所	45か所
講座・講習会の開催回数	8回	8回
災害ボランティアに関する講座・訓練の開催回数	1回	1回
“住民参加型”在宅福祉サービスの活動登録者数	77人	80人

地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会やボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ② 地域の支え合い活動に参加しましょう。
- ③ 防災や認知症など、身近な地域課題を学びましょう。

【関係団体等ができること】

- ① ボランティアの受け入れを通じて、福祉の担い手を育てましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座や活動の情報を広く発信しましょう。

基本目標２ 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

方向性（１） 相互理解の推進



現状と課題

近年、全国的に、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加しています。また、障害者手帳所持者数も増加傾向にある中で、不当な差別・偏見の防止が一層重要となっています。

本市においても、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向となっており、障害者手帳所持者数は全体で増加傾向にあります。

施策の方向性

地域共生社会を実現するためには、誰もがお互いに尊重し合うことが必要となります。考え方の違いを理解・尊重し、自分の考えを伝えることができる社会の実現に努めます。

また、認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解や、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

市の主な施策

【地域福祉への理解促進と地域交流の推進】

地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会などを実施します。また、小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施するなど、支え合いや助け合いの気持ちの醸成、社会参加の機会を推進していきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域福祉講演会の開催	一般の方が地域福祉について理解、興味を持つ機会を作るため、地域福祉講演会を開催します。	福祉相談課
障害者理解の促進	ふれあいスポーツ大会、障害者週間啓発事業、障害福祉施設自主製作品展示販売会等を実施し、障害者理解促進を図ります。	障害福祉課
園庭開放（いっしょにあそぼう保育園で）	未就園児のこどもも保育園で遊ぶことができるよう、市内公設保育園で、毎月２回園庭を開放しています。	保育課

【認知症への理解の促進】

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
地域福祉講演会参加者数	48人	200人

社協の主な施策

【地域福祉に関する理解の拡充】

地域の様々なコミュニティ、また教育現場である学校などで福祉教育を推進し、多様な人々と交流する機会を提供します。また、地域住民を対象とした出前講座を実施し、福祉に関する理解と知識を深めます。

主な事業	事業概要
福祉教育の推進	幅広い世代が地域福祉への関心を持ち、また、小・中・高等学校などの学習において福祉への理解を深め、助け合いの気持ちを醸成できるよう、地域と連携した実践的な福祉教育を実施し、多様な人々が福祉活動を「知る」、「体験する」機会を創出します。
教職員等を対象とした研修会の実施	学校教育現場における福祉教育の推進には、教職員等の協力が不可欠であるため、教職員や地域の福祉教育に係る地域住民を対象に研修会を実施し、福祉に関する知識・理解の向上を推進します。
出前講座の実施	団体や企業など、様々な活動の場に社協職員が出向き、社協のPR、福祉に関する講座や情報提供を行うことで、地域福祉への理解や関心を促し、福祉活動への参画を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
福祉教育実践回数	145回	150回
研修会の満足度	80%	90%
出前講座実施回数	17回	24回

地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会や体験会に参加し、理解を深めましょう。
- ② 学校や地域の福祉教育に参加・協力しましょう。
- ③ 地域の啓発イベントに関心を持ち、情報を共有しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 学校や地域団体と連携し、福祉教育や講座の実施を支援しましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座・体験会を企画し、情報を積極的に発信しましょう。

方向性（２） 権利擁護と尊厳の確保



現状と課題

高齢者や障害者、子どもなどへの虐待など、重大な権利侵害の事案が全国的に増加傾向にある中で、虐待を防止するとともに、尊厳と生命・財産を守ることが重要となっています。

アンケート調査でも、身近に虐待を見聞きする割合が、特に障害福祉サービスを受ける家族で高くなっています。また、こども・若者支援に関する優先事項としても、虐待防止対策の割合が高くなっています。

施策の方向性

認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

市の主な施策

【権利擁護の推進及び虐待やDV などへの対応】

虐待や人権被害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めていきます。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声をあげやすい環境整備に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者虐待の防止 (障害者虐待防止センター)	障害のある人への虐待について、相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	高齢者虐待を発見した（通報を受けた）ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。	長寿はつらつ課
児童虐待の防止 児童相談所との連携	児童相談所と連携し児童虐待対応を行い、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。また、様々な研修を開催し、対応能力の向上を図ります。	こども家庭センター
女性総合相談・DV 相談	女性総合相談は、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談に対応します。 DV 相談は、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談に対応します。	人権庶務課 (女性センター)

【成年後見制度の周知及び利用促進】

国の方針をふまえ、関係機関等と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護で不利益とならないよう、身寄りがない場合に、市長による法定後見の開始の審判の申立て、成年後見人等の報酬の助成等を行い、制度の利用促進や普及啓発を図ります。	福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
中核機関の設置	検討	設置

社協の主な施策

【権利擁護事業の推進】

権利擁護について地域住民の理解の促進を図ると共に、成年後見人制度の利用促進や、福祉サービス利用援助事業を通じ、高齢者や障害者等の権利擁護に努めます。

主な事業	事業概要
権利擁護に関する周知・啓発	地域の中で福祉サービス等の支援を必要としている人や、虐待などの権利侵害を早期発見できるように、権利擁護について周知・啓発を行い、地域住民の理解の促進を図ります。
法人後見事業の実施	法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的に、成年後見人となる法人後見事業を実施します。
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の実施	住み慣れた地域の中で、日常生活を営むのに不安を抱えている高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
成年後見制度に関する周知・啓発回数	16回	29回
受任件数	-	7件
利用人数	10人	12人
相談支援件数	延べ125件	延べ150件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 虐待や人権侵害に気づいたら、ためらわずに相談機関に知らせましょう。
- ② 成年後見人制度など権利擁護について学び、自分や家族の暮らしに備えましょう。
- ③ 近所の高齢者や障害のある人に関心を持ち、声かけや見守りを心がけましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 職員研修や情報共有を通じて、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ② 団体間で、お互いの得意分野を共有し、連携して支援ができるよう努めましょう。

方向性（３） 社会参加とつながりづくりの支援



現状と課題

地域のつながりが希薄化する中、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

本市でも、自治会・町会加入率は年々低下傾向となっており、アンケート調査でも、近所付き合いは５年前と比べて減った、とする割合が相対的に高くなっています。また、ご近所付き合いというものが足りていないことが様々な問題につながっているのではないかと、この意見も見られることから、地域住民同士の交流の場や交流機会の創出が課題です。

施策の方向性

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

また、孤独や孤立の状態にある方を地域で早期に気付き、様々な形で参加や交流につなげられるよう、関係機関や地域団体と連携し、見守りや居場所づくり、参加のきっかけとなる活動を支援します。

市の主な施策

【地域で育む社会参加と共生の場づくり】

スポーツ大会や文化活動など、地域の中で気軽に参加できる機会を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所や地域で支え合うつながりづくりを進めます。

主な事業	事業概要	担当課
生きがい活動支援事業	高齢者のスポーツ参加への支援や高齢者地域交流室の運営等により、高齢者が身近な地域で生きがいづくりに積極的に取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	長寿はつらつ課
こども・若者の居場所づくりの推進	こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育み、健全な成育環境を確保するため、児童館などの充実を進めます。	こども未来課

【多文化共生への理解の促進】

市民活動団体や関係機関との連携を深め、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター等の活用などを通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
多文化共生への理解の促進	異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。	地域づくり支援課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
障害に関する啓発・広報活動件数	82件	80件

社協の主な施策

【地域住民の交流の活性化】

ふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体等の活動支援を行い、地域の交流の場の継続、居場所づくりを推進します。また、地域住民同士が交流できるよう、事業や講座を開催します。

主な事業	事業概要
住民主体の交流機会への支援	幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、地域住民主体によるふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体の活動支援を行うと共に、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げを推進します。
交流機会の提供	社協が実施する様々な事業を通じ、参加者同士のつながり作りや身近に通える居場所づくりを推進します。また、地域で活躍している人や団体と協働で事業や講座を展開することで、活動の場や機会を提供します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
相談支援件数	延べ125件	延べ150件
交流事業の実施回数	24回	30回

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントや交流会に参加し、多文化共生への理解を深めましょう。
- ② 福祉や防災に関する講座や体験会に参加し、知識を身につけましょう。
- ③ 市や社協の広報紙・SNS などから福祉情報を収集し、自分や家族の生活に役立てましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 専門機関と連携し、誰もが相談しやすい支援体制を整えましょう。
- ② 多様な情報発信手段を活用し、福祉サービスの周知を進めましょう。
- ③ イベントなどを通じて、地域福祉活動への参加と協力を呼びかけましょう。

基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

方向性（１） 相談支援体制の充実



現状と課題

本市では、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するとともに、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こども人権相談などを開始しています。

その中で、本市の福祉に関する相談件数は増加傾向にあり、高齢者のみ世帯の増加やヤングケアラーの問題など、地域の抱える課題は複雑化・複合化しており、どこに相談してよいか分からない人も少なくないことが、アンケート調査から把握されています。

今後も、引き続き多様な課題、対象に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。また、若年層への支援として、早期離職による生活困窮やひきこもり・不登校児への相談支援への充実を図り、誰もが社会との接点を持つことができる関係づくりに努めます。

さらに、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。

市の主な施策

【属性に捉われない相談体制の充実】

相談者の属性や相談内容に捉われない、包括的な相談を受ける体制を充実させ、こどもから大人まで、途切れることのない連携した支援・対応ができる体制を構築します。また、各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える複雑・複合化した課題を把握し、関係機関等と連携しながら、予防・早期発見・早期対応に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
福祉の総合相談	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからない、複数の課題があるといった相談に福祉のワンストップ窓口として対応します。	福祉相談課
妊娠・出産包括支援事業	妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から子育てまで一貫して相談支援を行う。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向け基盤づくりを図ります。	こども家庭センター
学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	朝霞市子ども相談室や市内各中学校のさわやか相談室において、教育相談や適応指導教室を実施します。	教育指導課

【人権相談】

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
人権相談（再掲）	人権擁護委員と連携しながら、毎月第1月曜日（祝日の場合は翌週の月曜日）の午後1時から午後4時まで人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。	人権庶務課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
福祉の総合相談件数	1,006件	1,200件

社協の主な施策

【包括的な相談支援の実施】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知するとともに、相談会などを開催することで相談支援の充実を図ります。

主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。
福祉に関する相談会の開催	専門職による福祉に関する相談会を実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を設け、家族・個人等が抱えている悩みの解消を図ります。

【分かりやすい福祉情報の提供】

福祉に関する情報を分かりやすく、正確に提供できるよう、様々な広報媒体を活用し福祉情報の周知を行っていきます。

主な事業	事業概要
様々なツールを活用した情報の発信	誰もが必要ときに必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布などに加え、ホームページや SNS 等のデジタル媒体を活用し、分かりやすい地域の福祉情報の提供や社協の PR を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 年度	令和 1 2 年度
総合相談窓口の相談件数	39 件	調整中
相談会実施回数	14 回	15 回
福祉情報の提供回数	3, 230 回	3, 500 回

地域でできること

【市民ができること】

- ① 身近で困難を抱えている人がいたら、相談窓口につなぎましょう。
- ② 広報紙や SNS などでは頃から福祉情報を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 相談者の属性を問わず対応できる相談体制を整えましょう。
- ② 困難を抱える人に寄り添い、関係機関と連携して支援しましょう。
- ③ 制度や支援内容をわかりやすく伝える広報に努めましょう。



方向性（２） 生活困窮者等への支援充実



現状と課題

就労形態の多様化をはじめ、社会経済環境が大きく変化する中、経済的な格差が広がるとともに、生活に困窮する世帯が増加しています。

本市でも、生活保護世帯数及び保護人員は近年増加傾向にある中、相談支援を軸に、自立促進に向けた多様な支援を実施してきましたが、グループヒアリングにおいても、生活困窮者に関する相談窓口が身近にあった方がよいといった意見が上がっています。

今後も、自立に向けた支援を充実していく必要があります。

施策の方向性

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

市の主な施策

【生活困窮者等への支援】

生活困窮者や社会的孤立に直面する人などが自立した生活を取り戻せるよう、支援の質と体制のさらなる充実を図ります。また、必要に応じて専門職との連携を図りながら、住居、就労、学習支援、社会参加の支援など多面的な課題に寄り添い、包括的かつ継続的な支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
生活困窮者・世帯の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談、家計改善支援相談、住居確保給付金等活用し、安定した収入を得て生活できるよう、支援します。 また、生活困窮者に対する学習支援事業を通じて、すべての子ども・若者が学習できる環境を提供し、キャリア形成支援を充実します。	福祉相談課 こども未来課
生活保護における自立の助長	生活保護受給者に対し、経済面や日常生活、社会性など、その方に応じた自立を支援します。	生活援護課
教育費用の支援（①就学援助、②入学準備金及び奨学金貸付）	①経済的理由により教育の機会が失われないように、支援が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 ②経済的な理由で小中学校、高校、大学への入学資金や修学に係る費用にお困りの方に、無利子で入学準備金または奨学金の貸付けを行います。	教育管理課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
生活保護受給率	1.34%	1.36%

社協の主な施策

【生活困窮者等への支援】

関係機関と連携を図り、制度や様々な社会資源を活用し、生活の安定、生活再建などの課題解決に向け相談支援を行います。

主な事業	事業概要
生活再建のための相談支援	臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し相談援助を行い、必要に応じて資金の貸付を行います。 また、支援を必要とする低所得者世帯及び高齢者等に対し、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう、埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など関係機関につなげる支援を行います。
生活困窮者等への支援	生活に困窮している世帯に対し、生活の一助となる支援事業を実施する他、関係機関等と連携を図り、こども食堂や学習支援団体の活動など、社会資源の情報提供を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
生活困窮に関する相談支援件数	161件	調整中
支援世帯数	69世帯	80世帯

地域でできること

【市民ができること】

- ① 生活に困っている人に相談窓口の情報を伝えましょう。
- ② 周囲の人の変化に気づき、孤立を防ぐ声かけをしましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 普段の活動を通じて、孤立している人や家庭の把握に努めましょう。
- ② 相談窓口や福祉サービスなど必要な情報の周知に努めましょう。
- ③ 社会参加や自立に向けて、地域ぐるみで継続的に支援する意識を育みましょう。

方向性（３） 自立に向けた就労の支援



現状と課題

本市では、生活困窮者や障害者の自立に向けて、相談支援を軸に就労や家計改善など、関係機関と連携しながら支援に努めてきました。

今後も、自立した生活基盤の構築に向けて、相談・情報提供を充実する必要があります。

施策の方向性

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

市の主な施策

【様々な働き方への支援】

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、ハローワークや障害者就労支援センターなど関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。また、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を促し、チームでの就職活動及び就職後の定着支援に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者就労支援センターの運営	就労支援センターを運営し、関係機関や企業などと連携し、就労促進を図ります。	障害福祉課
起業・創業の支援	起業全般、事業計画、開業資金、マーケティングなどのアドバイスを行います。	産業振興課
生活保護者への就労支援	生活保護受給者のうち、就労可能な対象者に対し、ケースワーカー及び就労支援員などにより就労に向けた支援を行います	生活援護課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりとして、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。	長寿はつらつ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和６年度	令和１２年度
新規就労者数（生活保護受給者、障害者、シルバー入会者の合計）	296 人	962 人

社協の主な施策

【相談支援の促進】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知し、相談支援の充実を図ります。

主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実（再掲）	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
就労支援に関する相談件数	39件	調整中

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域の雇用に関する情報を周囲の人に伝えましょう。
- ② 働くことに悩んでいる人に相談窓口の情報を伝えましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 就労体験の機会を企画・実施しましょう。
- ② 地域の企業と連携して職場体験やボランティア等の受け入れを行いましょう。
- ③ 関係機関と協力し、継続的な情報発信を行いましょう。

基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実

方向性（１） 地域での見守り体制の充実



現状と課題

近年、自然災害が大規模化、激甚化する中、市民の安全確保が喫緊の課題となっています。そうした中、アンケート調査によると、地域の防災訓練に参加している割合は1割未満と少ない一方、災害時に近所の人に手助けすることができるとする割合は4割強と高くなっています。

策定委員会の中では、地域特性に合った小規模な防災訓練を行っていくことや、他市との連携も視野に入れていくべきなどの意見が出されています。

施策の方向性

住民同士が声を掛け合う、つながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

また、ターゲットも含め多様化する犯罪やトラブルに対して、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心できる生活環境づくりを推進します。

市の主な施策

【避難行動要支援者支援制度など防災対策の充実】

災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、名簿の定期的な更新を行うほか、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、消防団などの関係団体との協力・連携体制を推進しながら、平常時からの支援体制づくりを充実します。

主な事業	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成、要支援者への登録の推奨を行います。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。	危機管理室 福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課

主な事業	事業概要	担当課
防災意識の高揚	防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、こどもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。	危機管理室
地域包括支援センターの機能強化	分野を超えた地域の生活課題について総合的に相談に応じるとともに、重層的かつ複合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、包括的総合相談に取り組みます。	長寿はつらつ課

【地域で育む見守り体制の推進】

多様な生活課題を抱える方に対し、地域の関係団体、や事業所等と連携し、安心して生活できる環境づくりを推進します。

主な事業	事業概要	担当課
高齢者安心見守り支援事業（再掲）	地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。また、市独自の見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。	長寿はつらつ課
妊娠・出産包括支援	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭センター

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
市が実施する見守りサービス利用者数 （高齢者・障害者・その他）		

社協の主な施策

【住民主体の見守り活動の推進】

誰もが地域で孤立せず、住民が身近な地域で支え合い活動を進めていけるよう、関係団体や地域住民と連携し、支え合い、助け合いの地域づくりを推進します。

主な事業	事業概要
小地域福祉活動における見守り体制の推進	町内会・自治会、ボランティア団体など、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、平時から顔の見える関係性を築くことが、高齢者や児童の虐待防止などの見守り活動、災害時における支援体制の構築につながることを周知します。
地域の支え合い活動の推進（再掲）	住民同士がつながり、助け合える関係性を築いていくことで、お互いに見守りの担い手になり、安心して地域で暮らしていけるよう、“住民参加型”在宅福祉サービスの活動を推進し、地域の支え合い活動の活性化を図ります。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
見守り活動の周知・啓発回数	16回	調整中
住民の紹介による“住民参加型”在宅福祉サービスの利用件数	11件	20件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 防災訓練や講座へ積極的に参加しましょう。
- ② こどもや高齢者を見守る地域活動に参加しましょう。
- ③ 非常時に備え、自分や家族の避難行動を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 防災・防犯に関する情報発信や啓発活動を強化しましょう。
- ② 連絡会議や研修会を通じて、機関連携の質を高めましょう。
- ③ 災害時の支援体制づくりに向けた訓練や協働を推進しましょう。

方向性（２） 暮らしやすい住まいや代替交通等の支援



現状と課題

本市でも、住居確保給付金などを通じて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への支援を推進しました。一方で、アンケート調査では、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して入居が容易になる様にしてほしいとの意見も見られます。

施策の方向性

地域の関係団体や事業所等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公共交通の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

市の主な施策

【住宅確保要配慮者等への支援】

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、関係各課と連携を図りながら居住支援法人などによる居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

また、住宅確保要配慮者への取組として、UR 都市機構より市営住宅として 50 戸を借り受けていることから、今後も引き続き市営住宅を提供できるよう努めます。

主な事業	事業概要	担当課
重度障害者住宅改善費補助金	障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるよう重度障害者住宅改善費補助金により、改修にかかる費用の一部を補助します。	障害福祉課
高齢者住宅の提供、住替え世帯の家賃補助、住宅改善費の補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成します。また、居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対し、助成を行うとともに、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。	長寿はつらつ課
住宅確保要配慮者への居住確保の促進	住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。	開発建築課

【市内循環バス等の利便性向上】

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
市内循環バス等の利便性向上	持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。	まちづくり推進課
重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助	重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。	障害福祉課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 年度	令和 1 2 年度
居住支援相談の満足度	98%	100%

社協の主な施策

【住民主体の支え合い活動の推進】

住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域住民がお互いに支え合う意識醸成を図り、住民互助の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業概要
地域の支え合い活動の推進（再掲）	ちょっとした困りごとを地域住民同士がお互いに助け合い、顔の見える関係性を築けるよう、“住民参加型”在宅福祉サービスの活動を拡充し、地域の支え合い活動を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 年度	令和 1 2 年度
住民の紹介による“住民参加型”在宅福祉サービスの利用件数	11 件	20 件

地域でできること

【市民ができること】

- ① 公共交通を積極的に活用しましょう。
- ② 住まいのことで困っている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- ③ 公共交通や公共施設を大切に使い、快適なまちづくりに協力しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 住まいに関する相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 住まいと公共交通に関する情報や課題を地域で共有しましょう。
- ③ 入居の受け入れに協力してもらえよう、働きかけましょう。

方向性（３） 再犯防止の推進



現状と課題

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

再犯防止に向けて、医療や福祉をはじめ、住まい・就労支援など、自立した生活基盤の確保に向けた地域ぐるみの包括的な支援と見守りが求められます。

施策の方向性

地域ぐるみの見守りや各種防犯活動と連携し、犯罪の防止に努めるとともに、犯罪をした人について、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで、再犯の防止に努めます。

市の主な施策

【更生保護支援】

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンターの機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
更生保護関係団体への支援 更生保護サポートセンターの支援 生活困窮者自立支援 更生保護活動支援事業	地域の更生保護活動を推進するため、保護司、更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて保護司会と連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めていきます。立ち直りを支えるための生活困窮に関する相談に対応していきます。	福祉相談課

【防犯活動の推進と情報発信】

災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、防災行政無線や広報、SNS など多様な手段を活用し、わかりやすい防災情報を伝える体制を進めていきます。また、青色パトロールの運行や地域の防犯活動を支援するなど、こどもや高齢者を守る取組を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
防犯情報の発信 防犯活動の推進	防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。青色防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊等による地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。	危機管理室

【各啓発運動への支援】

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

主な事業	事業概要	担当課
社会を明るくする運動 再犯防止に関する広報の推進 更生保護活動支援事業	保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を学校等と連携しながら、支援します。	福祉相談課
青少年健全育成事業の推進と自主的活動の促進	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援します。	こども未来課
犯罪や薬物防止など、非行防止教室の実施	市内 15 小中学校において、薬物乱用防止教室を実施します。また、市内中学校で非行防止教室を実施します。	教育指導課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 年度	令和 1 2 年度
朝霞支部の保護司人数	16 人	20 人

地域でできること

【市民ができること】

- ① 更生保護の意義を理解し、立ち直りを見守りましょう。
- ② 保護司の活動など、再犯防止の啓発活動に関心を持ち、協力しましょう。
- ③ 非行防止教室などの取組に理解を深めましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 更生保護活動の周知と理解促進に取り組みましょう。
- ② 学校や地域と連携し、非行防止に努めましょう。
- ③ 社会復帰に向けて、住まいや就労の確保への支援に努めましょう。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画では、市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を地域住民、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことにより、計画の基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指します。

また、地域福祉を推進するうえで、地域住民一人ひとりが、地域福祉の考え方や計画の基本目標、施策の方向性、活動内容を理解し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組めるよう、市及び社協の広報紙・ホームページ・SNS等の活用や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、広く周知します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理と評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に評価（Check）し、改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき推進します。

計画の進捗管理や評価を行うため、学識経験者や関係機関・市民活動団体の関係者、公募市民等で構成する「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境の大きな変化や制度の変更などがあった場合には、必要に応じて、本計画に記載した内容を修正し、必要な施策や事業の実施等に努めます。

なお、評価の方法については、これまで全ての数値について事業ごとの評価を行っていましたが、今後は施策の方向性ごとに、数値だけに捉われない評価を該当課と協議して行っていきます。

第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画では「地域共生社会の構築」を主要な施策の一つとしており、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとしております。

また、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援等を行うこととしています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

なお、この第6章を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 重層的支援体制整備事業の位置づけ

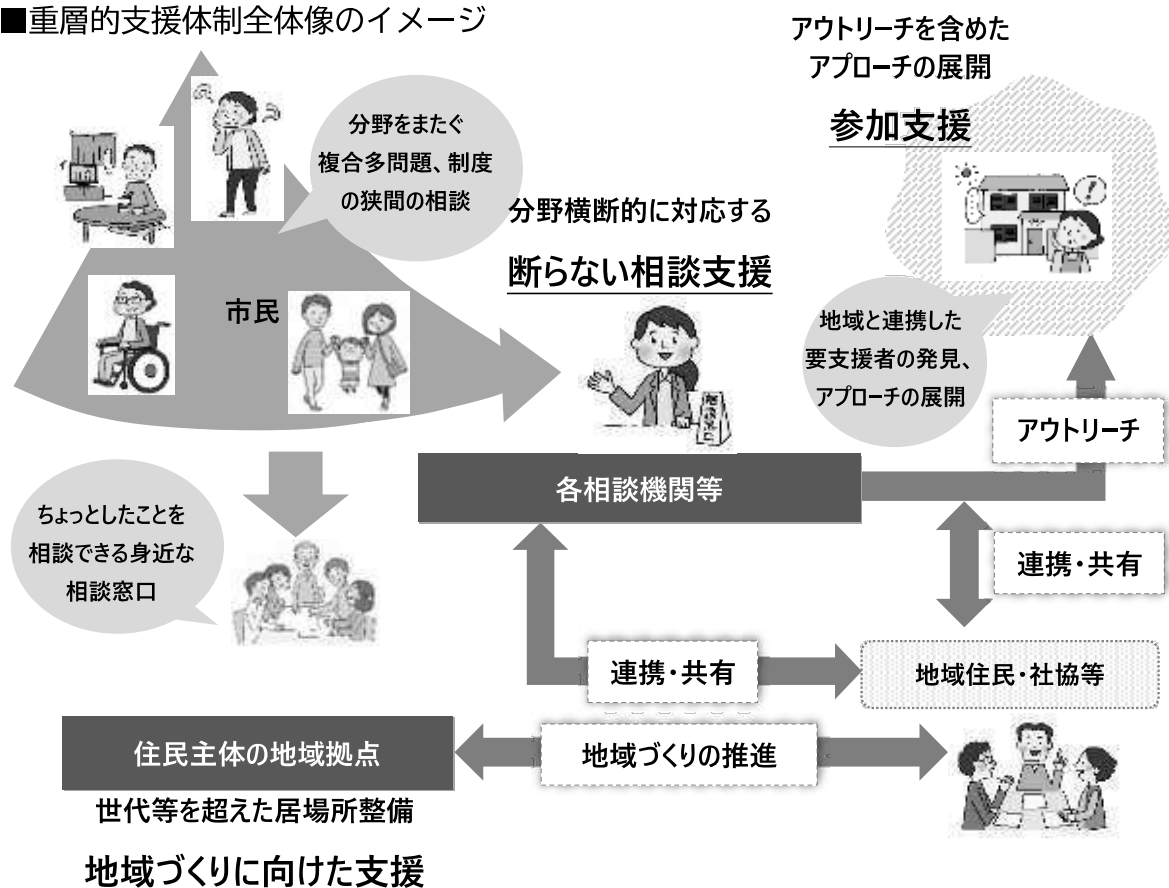
社会福祉法と朝霞市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の考え方は以下に示すとおりです。

理念・考え方	地域共生社会の実現（第4条第1項）
朝霞市地域福祉計画 の基本理念	支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち
方針・体制	分野横断の包括的な支援体制の整備 （第106条の3）
手段・事業	重層的支援体制整備事業の実施 （第106条の4）

4 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

■重層的支援体制全体像のイメージ



5 現状と課題

本市は、都心への交通利便性が高いことなどから、人口は増加傾向にある一方で、住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化が進み、多様な主体が関わり合う地域の絆を取り戻すことが重要な課題となっております。

こうした状況の中、8050 問題や介護と育児のダブルケアなどの複雑化・複合化した問題やひきこもりやヤングケアラーなど、分野別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現に繋げていく必要があります。

6 具体的な取組

（１）重層的支援体制整備事業の構築

本市では、重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の連続性の補強や、多機関連携の強化など、分野横断的な支援が切れ目なく行える体制づくりを進めています。

現状、福祉総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、複合的な相談内容も受け止めており、必要に応じて適切な相談窓口・機関につなげる体制をとっています。

今後も、既存の各窓口において、従来どおり個別分野を中心とした相談対応を行うとともに、複合的・分野横断的な内容については、柔軟に庁内連携、あるいは他機関との連携を図り、課題の早期解決につなげます。

（２）包括的相談支援事業

市の福祉総合相談窓口をはじめとして、高齢・障害・こども・生活困窮などの各相談支援機関は、相談者の属性に関わらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。また、内容に応じて全庁的連携と他機関連携のもと、包括的な相談支援を実施します。

（３）参加支援事業

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、地域社会との繋がりを築くことを支援します。課題に応じて、既存の地域の社会資源や居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

（４）地域づくり事業

これまでの高齢・障害・こども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させ、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。

（５）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら相談の窓口に行けない方など、支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、アウトリーチ等を通じて本人との関係づくりを行い、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。関係機関との連携が必要な場合は、支援会議等を活用し、多職種連携によるアプローチに取り組みます。

(6) 多機関協働事業

単独の相談支援機関や各分野の相談支援機関相互の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題等について、会議を開催し、支援の方向性や支援機関ごとの役割を整理する等、事例全体の調整機能を担います。

■重層的支援体制整備事業と朝霞市の既存事業の関係

機能	国で示す既存制度の 対象事業等		担当課
包括的相談 支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの 運営(6か所)	長寿はつらつ課
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
		児童福祉に係る相談	こども家庭センター
	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援 事業	福祉相談課
参加支援事業			
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	朝霞市介護予防・日常生	長寿はつらつ課
	生活支援体制整備事業	活支援総合事業	長寿はつらつ課
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	生活困窮者等のための 地域づくり事業	学習支援、フードバンク、 こども食堂	福祉相談課
アウトリーチ等を通 じた継続的支援事業			
多機関協働事業			

7 推進に向けて

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援会議と個別支援会議の設置を目指すとともに、他の関連会議や個別支援会議等と連携を図ります。

また、地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定等に関する機関である「地域福祉計画推進委員会」においても、進捗状況の報告を行います。

・重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

・個別支援会議

本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成12年（2000年）から導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28年（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、平成29年（2017）年に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年（2022）年には、更なる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされているため、「朝霞市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この第7章を、促進法第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

①法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれ、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が本人の支援者として適切な方を選任します。

たとえばこんな時・・・

- ・預貯金の引き出しなど、金融機関での手続きが自分ひとりでできない
- ・訪問販売や悪徳商法の被害に何度もあっているのを防止したい
- ・知的障害のこどもに関する手続きは、親である自分が行いたい。そして、自分が死亡した後は安心できる人にみてもらいたい など

②任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行うことにより任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。

たとえばこんな時・・・

- ・将来認知症になったり、病気で倒れたときに、介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
- ・まだ判断能力はしっかりしているが、一人暮らしのため将来が不安 など

5 現状と課題

朝霞市では、65 歳以上の高齢者人口と要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。

一方で、アンケート調査では、成年後見制度を知らない、とする割合が7割強と高く、また将来制度を利用したいかわからないとする人の理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も高くなっています。

今後は、成年後見制度についての周知をはじめ、制度を必要とする人が安心して相談できる窓口の整備や制度の円滑な利用に向けた体制づくりが求められます。

①成年後見制度の利用状況

朝霞市に住民登録している人の制度利用者数は、令和6年中は155人であり、要介護認定者及び療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち、約0.2割程度の利用率となっています。

■成年後見制度利用者数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
後見	116	123	126	125	128
保佐	21	20	22	25	23
補助	1		1	3	3
任意後見	0	2	2	1	1
合計	138	145	151	154	155

資料：さいたま家庭裁判所による市区町村申立件数等調査結果より

②市長による申立て件数、申立費用及び報酬助成の実施状況

朝霞市では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対して、市長による申立てや、市長による申立てのうち成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。

なお、市長による申立事務件数や報酬助成対象者数は増加傾向にあり、令和6年は市長による申立て件数が12件、令和6年度の報酬助成人数は14人となっています。

■市長申立て件数推移

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者	5	7	7	6	9
障害者	2	3	1	2	3

資料：埼玉県による成年後見制度利用状況等調査結果より

■市長申立て費用助成人数推移 (単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

■報酬助成人数推移 (単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

6 具体的な市の取組

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組めます。

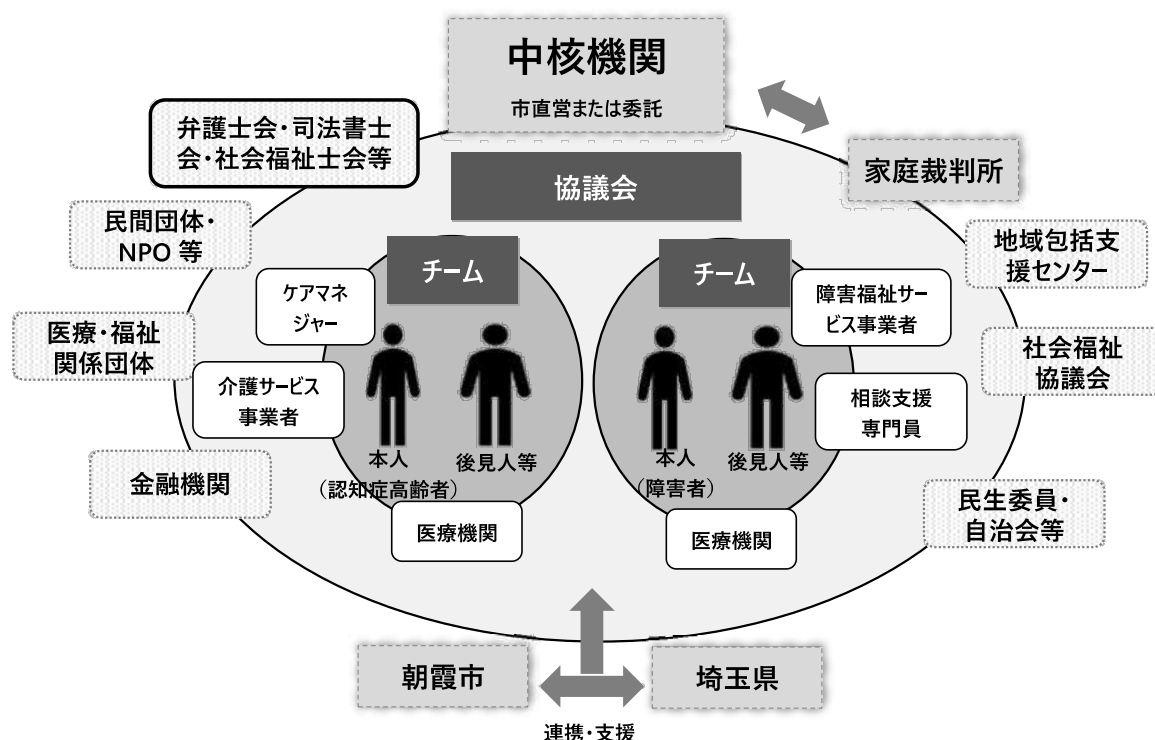
(2) 中核機関の設置

権利擁護支援を必要とする方を適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。社会福祉協議会への委託等、様々な運営主体があります。まずは早期に、成年後見制度利用促進法第 14 条第 2 項に基づく審議会の設置を進め、中核機関の在り方を検討します。

●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

■地域連携ネットワークのイメージ図（厚労省資料を基に作成）



地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能
	後見人支援機能

（３）成年後見制度利用支援事業の推進（市長申立て、申立費用・報酬助成）

市長による審判請求（市長申立て）、申立費用及び後見人等の報酬助成の取り組みを進め、制度を必要とする方が円滑に利用に繋がるよう支援します。

（４）市民後見人の養成、法人後見事業の推進

制度利用の需要増加が見込まれる中、専門職及び親族以外の地域住民が成年後見人等として活躍できるよう、市民後見人の養成及びフォローアップ体制を、社会福祉協議会とともに整備します。また、法人後見事業の適正な実施のため法人後見事業運営委員会において社会福祉協議会と協力し、法人後見事業の活動を支援します。

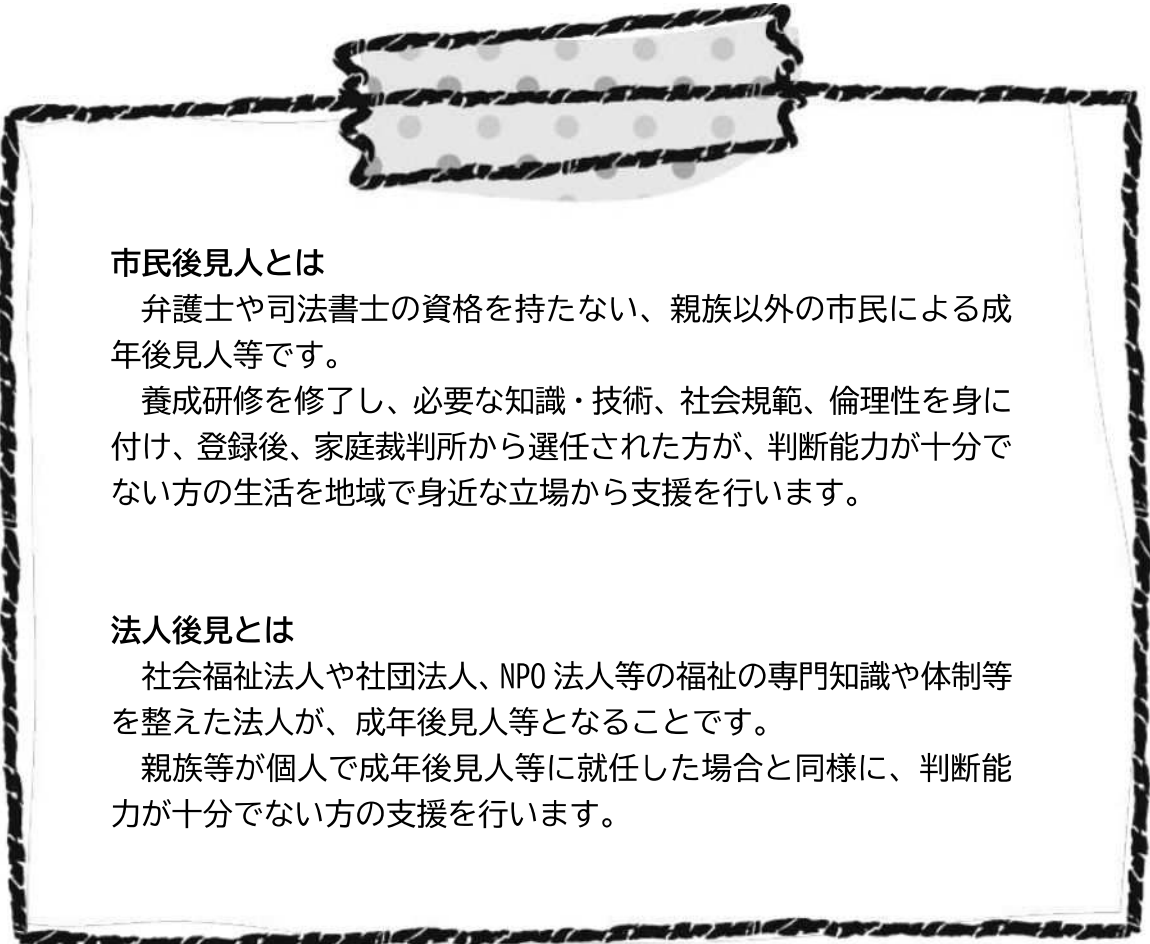
■指標と目標（再掲）

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
中核機関の設置	検討	設置

7 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、制度利用の促進を図ります。

また、地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定等に関する機関である「朝霞市地域福祉計画推進委員会」においても、進捗状況の報告を行います。



市民後見人とは

弁護士や司法書士の資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等です。

養成研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身に付け、登録後、家庭裁判所から選任された方が、判断能力が十分でない方の生活を地域で身近な立場から支援を行います。

法人後見とは

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の福祉の専門知識や体制等を整えた法人が、成年後見人等となることです。

親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない方の支援を行います。

第8章 再犯防止推進計画

1 計画の位置づけ

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

犯罪をした人の中には、貧困、虐待など家庭環境の問題だけでなく、必要な医療や福祉的支援を受けられないことが要因となるケースなど、様々な生きづらさや困難を背景としています。そのため、再犯防止には、医療や福祉だけでなく、住まいの確保や就労支援など、自立した生活基盤を得られるよう、地域ぐるみの包括的な支援と見守りが重要です。

そこで、この第8章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき市が定める「朝霞市再犯防止推進計画」と位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 現状と課題

朝霞市では、検挙者数に占める再犯者の割合（再犯率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題です。犯罪に至る要因として、家族や地域社会との繋がりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている人も少なくありません。

このような犯罪の繰り返し食い止めるためにも、保護司の活動の促進を図るとともに、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に努めます。

4 具体的な市の取組

（1）相談支援の充実

犯罪をした人やその家族が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。

また、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。

（２）福祉・保健医療サービスの利用促進

犯罪をした人の中には、疾患や薬物依存など、必要な医療や福祉的支援が届かないことを背景として、再犯に及ぶ人が少なくありません。再犯の防止に向けて、適切な保健医療や福祉サービスが受けられる体制づくりに取り組みます。

（３）地域での安定した生活基盤の確保

関係機関、団体、企業等と連携し、就労支援や住まいの確保等など、地域での安定した生活基盤の確立に向けた包括的な支援に取り組みます。

（４）更生保護活動への支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンターの機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実に努めます。

（５）各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

５ 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

資料編

- 1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例
- 2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱
- 3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿
- 4 計画の策定経過
- 5 計画の策定体制
- 6 市民コメントの結果と対応
- 7 用語説明

第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	1 地域共生社会の構築	(1) 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築
		(2) 地域福祉活動等への支援
		(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援
	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進
		(2) 権利擁護と尊厳の確保
		(3) 社会参加とつながりづくりの支援
	3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 生活困窮者等への支援充実
		(3) 自立に向けた就労の支援
	4 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 地域での見守り体制の充実
		(2) 暮らしやすい住まいや移動手段の支援
		(3) 再犯防止の推進

【コミュニティ活動・市民活動の活性化】

自治会や町内会をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の取組を支援し、地域の課題解決に向けた自主的な活動が広がる連携・支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
コミュニティ活動の推進	市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。	地域づくり支援課
地域保健福祉活動振興事業費補助金	市民が自ら企画し、主体となって取り組む在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくりやボランティア等の事業に対し、その経費の一部を助成します。	福祉相談課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	福祉相談課
生涯学習啓発推進事業	人と人をつなぐ生涯学習社会を実現（コミュニティの形成）するために市民や団体等を支援します。	生涯学習・スポーツ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
地域福祉活動への参加団体数（地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体および住民主体の通いの場の活動団体数）	150 団体	210 団体

方向性（２） 権利擁護と尊厳の確保



現状と課題

高齢者や障害者、子どもなどへの虐待など、重大な権利侵害の事案が全国的に増加傾向にある中で、虐待を防止するとともに、尊厳と生命・財産を守ることが重要となっています。

アンケート調査でも、身近に虐待を見聞きする割合が、特に障害福祉サービスを受ける家族で高くなっています。また、こども・若者支援に関する優先事項としても、虐待防止対策の割合が高くなっています。

施策の方向性

認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。また、日常生活や社会生活に制限を受けている人の負担を減らしていくため、合理的配慮の提供を行っていきます。

市の主な施策

【権利擁護の推進及び虐待やDV などへの対応】

虐待や人権被害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めていきます。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声をあげやすい環境整備に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者虐待の防止 （障害者虐待防止センター）	障害のある人への虐待について、相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	高齢者虐待を発見した（通報を受けた）ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。	長寿はつらつ課
児童虐待の防止 児童相談所との連携	児童相談所と連携し児童虐待対応を行い、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。また、様々な研修を開催し、対応能力の向上を図ります。	こども家庭センター
女性総合相談・DV 相談	女性総合相談は、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談に対応します。 DV 相談は、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談に対応します。	人権庶務課 （女性センター）

方向性（２） 暮らしやすい住まいや移動手段の支援



現状と課題

本市でも、住居確保給付金などを通じて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への支援を推進しました。一方で、アンケート調査では、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して入居が容易になる様にしてほしいとの意見も見られます。

また、高齢者、障害がある人等への外出支援や、バリアフリー環境の整備をしていくべきとの意見が挙がっています。

施策の方向性

地域の関係団体や事業所等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公的移動手段の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

市の主な施策

【住宅確保要配慮者等への支援】

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、関係各課と連携を図りながら居住支援法人などによる居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

また、住宅確保要配慮者への取組として、UR 都市機構より市営住宅として 50 戸を借り受けていることから、今後も引き続き市営住宅を提供できるよう努めます。

主な事業	事業概要	担当課
重度障害者住宅改善費補助金	障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるよう重度障害者住宅改善費補助金により、改修にかかる費用の一部を補助します。	障害福祉課
高齢者住宅の提供、住替え世帯の家賃補助、住宅改善費の補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成します。また、居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対し、助成を行うとともに、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。	長寿はつらつ課
住宅確保要配慮者への居住確保の促進	住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。	開発建築課



【市内循環バス等の利便性向上】

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
市内循環バス等の利便性向上	持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。	まちづくり推進課
重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助	重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。	障害福祉課
デマンド交通（タクシー補助）	バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、タクシー利用料金への補助を行います。	まちづくり推進課

【バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備】

高齢者や障害のある人を含めた全ての人の利便性、安全性に配慮した環境の整備を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備	高齢者や障害のある人など誰もが移動できるような道路空間のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進していきます。	道路整備課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
居住支援相談の満足度	98%	100%

社協の主な施策

【住民主体の支え合い活動の推進】

住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域住民がお互いに支え合う意識醸成を図り、住民互助の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業概要
地域の支え合い活動の推進（再掲）	ちょっとした困りごとを地域住民同士がお互いに助け合い、顔の見える関係性を築けるよう、“住民参加型”在宅福祉サービスの活動を拡充し、地域の支え合い活動を推進します。

第5期計画での進捗確認シート(案)

基本理念	基本目標	方向性	主な施策	主な事業	(1) 自己評価	(2) 担当課の取り組み内容及び現状	(3) 評価参考数値等	(4) 今年度の活動に対する課題	(5) 今後の展開	担当課
						評価年度の取り組み内容を記載してください。	評価年度の取組みに関連する数値を記載してください。毎年度同じ数値である必要はありません。また、参考となる数値等がない場合は記載不要です。	評価年度の取り組みに対する課題を記載してください。	次年度以降の展開予定について記載してください。	
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進	地域福祉への理解促進と地域交流の推進	地域福祉講演会の開催	B	地域福祉講演会を「〇〇〇〇〇〇〇〇」というテーマで開催した。開催に当たっては、気軽に参加できるよう、子どもと一緒に参加ができる講演会形式とした。	参加者 〇〇名 (うち子どもの参加者 〇名)	講演会の開催に関しては、HP、広報、民生委員への周知、〇〇〇〇などの周知を行ったが、参加者が目標である〇〇名には届かなかった。	参加者を目標値に近づけるため、〇〇〇〇〇〇を行っていく。また、他のイベントと共催するなど、参加しやすい方法を検討する。	福祉相談課
				障害者理解の促進						障害福祉課
				認知症への理解の促進						長寿はつらつ課
				園庭開放(いっしょにあそぼう保育園で)						保育課
				スポーツの振興						生涯学習・スポーツ課
				共生社会を目指すインクルーシブ教育						教育指導課
			認知症への理解の促進	認知症への理解の促進						長寿はつらつ課

事業の進捗について、「(3) 評価参考数値等」だけに捉われることなく、評価年度に取組んだ内容等から総合的に評価してください。
A:【非常に良い】十分な進捗(成果)があった
B:【良い】進捗(成果)があった
C:【悪い】進捗(成果)があまりなかった
D:【非常に悪い】進捗(成果)が不十分であった

計画書に掲載のある事業だけでなく、関連する事業すべてについて評価を実施します。

すべての関連事業について評価を行ったうえで、推進委員会では、施策の方向性の単位で進捗確認・評価を行っていただく考えです。
<これまでとの違い>
現在：事業ごとに評価 → すべての事業評価は難しいとの課題
今後：方向性ごとに評価 → 事業評価を行ったうえで、施策の方向性ごとに「本市の地域福祉」が進捗しているか大きな目線で評価。

■市長申立て費用助成人数推移 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

■報酬助成人数推移 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

6 具体的な市の取組

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 中核機関の設置

権利擁護支援を必要とする方を適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。社会福祉協議会への委託等、様々な運営主体があります。まずは早期に、中核機関の在り方を検討します。

●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

令和 7 年度計画策定スケジュール

時 期	内 容
10月14日	第3回委員会 ・素案の検討（2回目）
10月22日	パネル展示（成年後見講演会）
11月初旬から 12月初旬	市民コメント・職員コメント実施
1月7日	第4回委員会 ・最終確認
R8年3月	計画の正式発行

